

休廃止鉱山鉱害防止事業について

1 事業概要

旧紀州鉱山(熊野市紀和町地内)において、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき(財)資源環境センターが実施する坑廃水処理事業のうち、鉱業権者の原因行為に基づかない汚染分(自然汚染分・他者汚染分)の処理費用に対して補助を行い、広範囲に及ぶ可能性がある坑廃水による汚染(鉱害)を防止している。

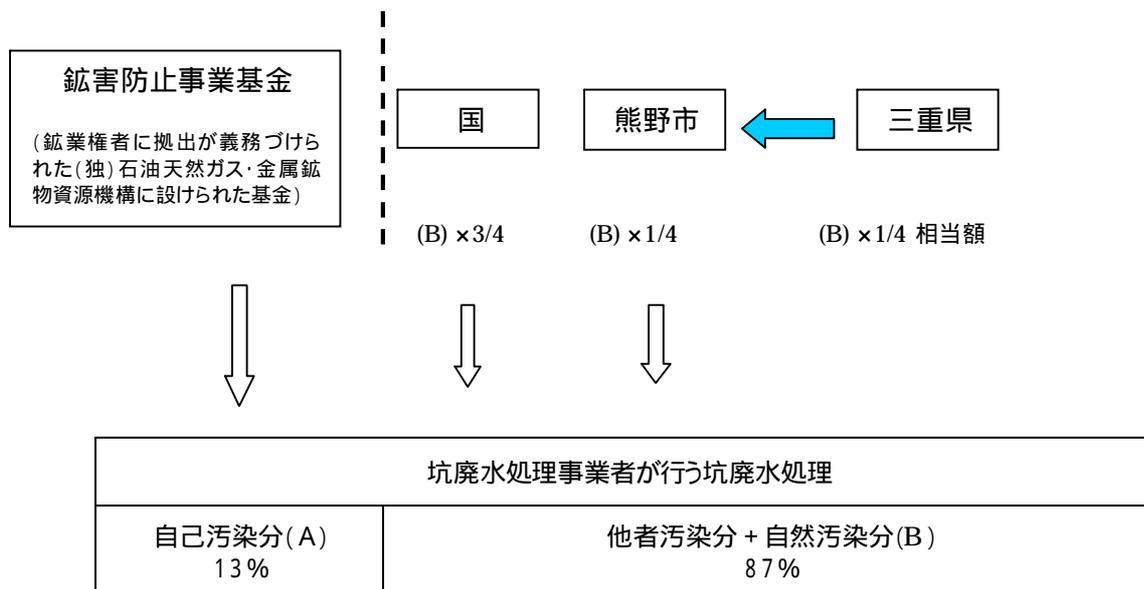
2 事業の詳細

(財)資源環境センターが行う坑廃水処理費用のうち、他者汚染分及び自然汚染分(全体の87%)にかかる費用に対しては、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金が3/4支給される。国補助金は、残りの1/4について、関係地方公共団体が補助することを要件としているため、その部分について県が熊野市(旧紀和町)に対して補助を行い、熊野市から(財)資源環境センターへ交付される。

【三重県休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金】

- ・ 補助金交付先(間接補助事業者):熊野市
- ・ 坑廃水処理事業者(指定鉱害防止事業機関):財団法人 資源環境センター
平成15年4月より、金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和48年法律第26号)第13条第1項の規定により経済産業大臣が指定する者(以下「指定鉱害防止事業機関」という。)として、坑廃水処理事業を石原鉱産(株)から引き継ぐ。
- ・ 補助対象経費:坑廃水処理に要する経費のうち自然汚染分、他者汚染分
- ・ 補助率:補助対象経費の1/4を限度とし、かつ国が坑廃水処理事業者に交付する補助金の額の1/3以内。

3. 事業のスキーム



* 紀州鉱山の場合、自他率 = 87% (他者汚染 + 自然汚染) / (自己汚染 + 他者汚染 + 自然汚染)

4. 平成23年度三重県休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金

鉱山名	平成23年度坑廃水処理費用 (見込)	原因別汚染比率		補助対象比率	補助対象経費	行政負担額		鉱害防止義務者 (指定鉱害防止事業 機関)負担額 財団法人 資源環境センター
		自己	他者+自然			県1/4	国3/4	
紀州鉱山	34,759	13%	87%	87%	30,240	7,560	22,680	4,519

5. 事業の実施状況

年度	H19最終	H20最終	H21最終	H22最終	H23見込み
予算額等(千円)	7,961	8,096	8,103	7,659	7,560

紀州鉾山坑廃水処理系統図

